

こども誰でも通園制度の先行実施に向けた検討について

1 概要

令和8年度から全国の自治体において本格実施が予定されている「こども誰でも通園制度」の円滑な開始に向けて、本年度から先行実施する。実施にあたっては当該制度の実施要領を定める必要があり、その策定のため、当会議の幼児教育・保育部会に検討をお願いしたい。

〈こども誰でも通園制度〉詳細は裏面参照

保護者が就労していなくても、一定時間の範囲内でこどもが保育所等に通園できる制度

〈令和7年度先行実施案〉

対象児童 保育所等に通っていない6か月から満3歳未満の子ども

2 部会の開催時期と議題

第1回目の会議を5月下旬に開催。実施要領（案）作成に向け、8月末までに合計3回程度の会議を開催したい。

3 部会での主な論点

- (1) 利用方法（定期利用、自由利用）と実施方法（一般型、余裕活用型）
- (2) 子どもの年齢、時間枠の設定
- (3) 食事の提供の有無
- (4) 医療的ケア児など特別な支援が必要となる子どもや、要支援家庭の子どもの受入
- (5) 先行実施施設（3施設）の選考方法

こども誰でも通園制度について

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設。【R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化】

0歳

1歳

2歳

3歳

4歳

5歳

6歳

保育所、認定こども園等

※小学校就学まで

就労要件あり

小学校

※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから

こども誰でも通園制度

- ・就労要件を問わない
- ・月一定時間までの利用可能枠
- ・時間単位の柔軟な利用

※0歳6か月から満3歳未満を想定

就労要件なし

幼稚園

※満3歳から小学校就学まで

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度

- 制度の本格実施を見据えた試行的事業
 - ・118自治体に内示（令和6年8月30日現在）
- ※年末までに令和7年度の事業内容（人員・設備の基準等）の方針について決定。

令和7年度

- 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業）
 - ・自治体の判断において実施
- ※年末までに令和8年度の事業内容（給付の詳細等）の方針について決定。

令和8年度

- 法律に基づく新たな給付制度
 - ・全自治体で実施